

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(1) 概要

我が国の公的年金制度は、1)一般の被用者を対象とする厚生年金保険及び船員保険、2)公務員等を対象とする四つの共済組合(国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合)、3)農民、自営業者等を対象とする国民年金の3種7制度から構成されている。

なお、公的年金制度の大宗をしめる国民年金、厚生年金保険については、「国民年金法等の一部を改正する法律」(昭和60年法律第34号)により、大幅な改正が行われ、昭和61年4月から施行される。その主な内容は、「(2)年金制度改正の主要内容」でふれる。

各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数

各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数

(昭和59年3月末現在) (単位：人)

	適用人員	受給権者 総数	老齢(退・ 職)年金	障害年金	遺族(母子、 準母子、遺児、 寡婦)年金
総数	58,282,355	19,116,860	15,880,501 (12,961,284)	1,188,605	2,047,753
国民年金					
{ 奨出年金	25,727,093	7,831,011	7,365,943 (6,305,155)	289,477	175,591
{ 福祉年金	-	2,974,534	2,350,700	623,063	771
厚生年金保険	26,363,844	6,140,831	4,471,231 (2,728,949)	239,237	1,430,363
船員保険	185,184	114,716	70,335 (57,699)	6,481	37,900
国家公務員共済組合	1,171,718	449,345	351,175 (344,953)	5,765	92,405
公共企業体職員等共済組合	715,755	476,547	359,589 (359,100)	6,157	110,801
地方公務員等共済組合	3,298,677	943,522	761,270 (722,295)	14,977	167,275
農林漁業団体職員共済組合	485,192	128,444	104,068 (78,620)	2,727	21,649
私立学校教職員共済組合	334,892	57,910	46,190 (13,813)	721	10,999

資料：総理府「社会保障統計年報」、社会保険庁「事業年報」

- (注) 1. 老齢(退職)年金の受給権者数には、通算老齢年金、特例老齢年金の受給権者を含む。
 なお、()内は老齢(退職)年金の受給権者数のみを再掲したものである。
 2. 遺族年金の受給権者数には、通算遺族年金、特例遺族年金の受給権者を含む。
 3. 国民年金(福祉年金)は受給権者数のうち、全額支給停止者を除いた数を計上してある。

公的年金制度一覧

公的年金制度一覽

(昭和60年)

制度名	被保険者	保険者 (財政単位)	所 管	保 険 料 率		国庫負担
				使用 者	本 人	
厚生年金 保険	一般被用 者	国(政府) (1)	厚 生 省	男子6.2% (女子5.65% 、坑内員 6.8%)	男子6.2% (女子5.65% 、坑内員 6.8%)	給付費の20% (坑内員25%)
船員保険	船 員	国(政府) (1)	厚 生 省	6.8%	6.8%	給付費の25%
国家公務 員等共済 組合 (注1)	国家公務 員	国家公務 員等共済 組合連合 会(1)	大 蔵 省	7.65% (6.12%) (注3)	7.65% (6.12%)	給付費の15.85 %
	国鉄職員、 電々、た ばこ産業 会社社員	各共済組 合(3)		国鉄10.2% (8.16%) 電々7.13% (5.70%) たばこ8.68% (6.94%)	10.2% (8.16%) 7.13% (5.70%) 8.68% (6.94%)	給付費の15.85 %(但し、国鉄共 済組合につい ては国鉄負担)
地方公務 員等共済 組合	地方公務 員	地方公務 員共済組 合連合会 (注2)(3)	自 治 省	(一般) 6.9% (5.52%)	6.9% (5.52%)	給付費の15.85 %(拠出時) (但し地方公 団体負担)
私立学校 教職員共 済組合	私立学校 教職員	私立学校 教職員共 済組合 (1)	文 部 省	5.1%	5.1%	給付費の18% (他に定額補 助)
農林漁業 団体職員 共済組合	農協等の 職員	農林漁業 団体職員 共済組合 (1)	農林水産省	5.45%	5.45%	給付費の18% (他に定額補 助)
国民年金	自営業者 等 (被用者の 配偶者は 任意加入)	国(政府) (1)	厚 生 省	—	6,740円 付加保険料 400円	給付費の1/3(経 過的老齢年金か さ上げ分の1/2) 付加年金給付費 の25% 福祉年金全額

(注1) 昭和58年11月、国家公務員共済組合と公共企業体職員等共済組合の統合法案が成立したが、当分の間、国鉄共済組合、日本電信電話共済組合及び日本たばこ産業共済組合は国家公務員等共済組合連合会に加入しない。

(注2) 昭和58年5月、地方公務員共済組合の財政単位の本一化法案が成立したが、当分の間、警察共済組合、公立学校共済組合は地方公務員共済組合連合会に加入しない。

(注3) 保険料率の()内は厚生年金保険の標準報酬ベースに換算したものである。

年金額等の国際比較

年金額等の国際比較

国名	西ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ	日本
制度名	労働者年金・職員年金	国民保険	国民保険	老齢遺族障害保険	厚生年金保険
対象者	労働者(ブルーカラー) 職員(ホワイトカラー)	一般国民	一般国民	一般被用者 自営業者等	一般被用者
支給開始年齢	65歳	65歳	男子65歳, 女子60歳	65歳	男子60歳, 女子55歳
老齢(退職)年金額(月額)	(1984年1月)労働者年金・職員年金の平均 97,187円 (1,044.8マルク) 労働者年金 83,076円 (893.1マルク) 職員年金 121,233円 (1,303.3マルク)	(1983年1月)单身 50,250円 (1,559.6クローナ) 夫婦 81,987円 (2,544.6クローナ)	(1983年11月)单身 53,283円 (148.0ポンド) 夫婦 85,253円 (236.8ポンド)	(1984年1月)全受給者平均 104,818円 (441.3ドル) 夫婦 158,473円 (667.2ドル)	(1984年3月)全受給権者平均 113,301円
老齢年金額/平均賃金	33.5%~ 48.9%	45.7%	41.6%	43.4%	40.5%
保険料率(1983年)	185.0/1,000 (労使折半)	94.5/1,000 (事業主、自営業者負担)	194.5/1,000 { 90.0/1,000 (本人) 104.5/1,000 (事業主)	114.0/1,000 (労使折半)	男子81.5/1,000 (労使折半) (総報酬換算) (標準報酬ベースでは 106/1,000)
国庫負担	提出金で不足する費用を負担(1983年、給付費の約18.5%)	提出金で不足する費用を負担(1982年、給付費の約32%)	全保険料収入の11.0%(1984年)	原則としてなし	原則として給付費の20%

(注) 1. 老齢年金/平均賃金は換算前の各国通貨建てによる。換算レートはIMF "International Financial Statistics" による。
 2. スウェーデンについては、基礎年金のほかに1960年に附加年金制度が設けられており、1982年1月において平均年金月額は68,601円(1,730.6クローナ)保険料率は98.0/1,000(事業主負担1984年)となっている。
 なお、1982年においては基礎年金受給者の60%が受給している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(2) 年金制度改正の主要内容

(新制度の年金額は59年度価格表示、現行制度の年金額は60年度特例スライド後の年金額)

	新 制 度 (61年 4月より)	現 行
適 用	<p>(国民年金)</p> <p>ア. 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者(イ、ウを除く)(第1号被保険者)</p> <p>イ. 厚生年金保険の被保険者(第2号被保険者)</p> <p>ウ. イの被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)(第3号被保険者)</p> <p>(注) 任意加入……60歳以上65歳未満の者 20歳以上65歳未満の国外居住の日本人等</p> <p>(厚生年金保険)</p> <p>民間事業所の一般被用者のうち65歳未満の者</p> <p>(サービス業等の業種の事業所及び五人未満の従業員を使用する事業所のうち、法人形態以外のものは任意適用)</p>	<p>(国民年金)</p> <p>日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者(被用者年金加入者、その配偶者等を除く)</p> <p>(注) 任意加入……被用者年金加入者の配偶者等</p> <p>(厚生年金保険)</p> <p>民間事業所の一般被用者</p> <p>(サービス業等の業種の事業所及び五人未満の従業員を使用する事業所は任意適用)</p>
給 付 老 齢 給 付 (支給対象)	<p>(国民年金)</p> <p>老齢基礎年金</p> <p>保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上の65歳以上の者</p> <p>(注) 年金受給に必要な加入期間については、生年月日に応じた経過措置あり</p> <p>(厚生年金保険)</p> <p>①老齢厚生年金 (老齢基礎年金と同じ)</p>	<p>(国民年金)</p> <p>老齢年金</p> <p>保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年^(注)以上の65歳以上の者</p> <p>(注) 昭和36年の制度発足時、既に高齢となっていた者には生年月日に応じて資格期間を経過的に短縮</p> <p>(厚生年金保険)</p> <p>老齢年金 被保険者期間20年以上の60歳^(注1)</p>

	新 制 度 (61年4月より)	現 行
	<p>②特別支給の老齢厚生年金 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上であり、老齢厚生年金の受給に必要な加入期間の要件を満たしている60歳^(注1)以上65歳未満の退職者^(注2) (注1) 女子の支給開始年齢は昭和75年までに段階的に60歳に引き上げ、坑内員、船員は55歳 (注2) 被保険者であっても報酬の低い者には年金額の一部を支給</p> <p>(国民年金) 老齢基礎年金 600,000円(月額50,000円) 保険料納付済期間が480月未満の者は $600,000円 \times (\text{保険料納付済期間} + \text{保険料免除期間} \times 1/3) \div 480月$ (注) 年金額の計算については、生年月日に応じた経過措置あり</p> <p>(厚生年金保険) 老齢厚生年金(65歳から老齢基礎年金と併給) 平均標準報酬月額^(注1) $\times \frac{7.5}{1000}$^(注2) \times 被保険者期間 (注1) 厚生年金保険の全被保険者期間の報酬の平均、過去の報酬は現在の価値に再評価する。</p>	<p>以上の退職者^(注2) (注1) 女子、坑内員は55歳 (注2) 被保険者であっても、60歳以上65歳未満の者で報酬の低い者には年金額の一部を支給し、65歳以上の者では報酬の多寡に応じて年金額の全部又は一部を支給 (国民年金・厚生年金の加入期間を合わせて25年以上となる者等には通算老齢年金を支給)</p> <p>(国民年金) 老齢年金 $1,680円 \times \text{保険料納付済期間} \times 1.183 + 1,680円 \times \text{保険料免除期間} \times 1/3 \times 1.183$ (注) 経過的に資格期間が短縮されている年金については次の加算がある。 $650円 \times (300月 - \text{被保険者期間}) \times \frac{\text{保険料納付済期間} + \text{保険料免除期間} \times 1/2}{\text{被保険者期間}}$ $\times 1.183$ (厚生年金保険) 老齢年金 基本年金額 $= 2,050円 \times \text{被保険者期間}$^(注) $\times 1.183 + \text{平均標準報酬月額} \times \frac{10}{1000} \times \text{被保険者期間} \times 1.183$ (注) 定額部分の計算に際しては240月未満は240月、420月以上は420月とする</p>
(年金額)		

	新制度(61年4月より)	現行
	<p>(注2) 乗率$\left(\frac{7.5}{1000}\right)$については、 生年月日に応じた経過措置あり</p> <p>老齢厚生年金の加給年金額(被 保険者期間240月以上のとき)</p> <p>配偶者 180,000円 (月額 15,000円)</p> <p>第1・2子 各 180,000円 (月額 15,000円)</p> <p>第3子以降 各 60,000円 (月額 5,000円)</p> <p>特別支給の老齢厚生年金 1,250円×被保険者期間(420 月を超えるものは420月) +平均標準報酬月額×$\frac{7.5}{1000}$ ×被保険者期間</p> <p>(注) 単価(1,250円)・乗率 $\left(\frac{7.5}{1000}\right)$については、生年月 日に応じた経過措置あり</p>	<p>加給年金額(老齢年金のみ)</p> <p>配偶者 180,000円 (月額 15,000円)</p> <p>第1・2子 各 60,000円 (月額 5,000円)</p> <p>第3子以降 各 24,000円 (月額 2,000円)</p>
障害給付 (支給対象)	<p>(国民年金) 障害基礎年金 被保険者であるときに初診日 のある傷病により、その初診日 から1年6か月を経過したとき (その間に治ったときは治った とき)に障害の状態にあるか、 又は65歳に達するまでの間に障 害(注1)の状態となり請求を行っ た者</p> <p>(厚生年金保険) 障害厚生年金 厚生年金保険の被保険者であ る時に初診日のある傷病により、 障害基礎年金と同様の要件を満</p>	<p>(国民年金) 障害年金 被保険者であるときに初診日 のある傷病により、その初診日 から1年6か月を経過したとき (その間に治ったときは治った とき)に障害の状態にあるか、 又は65歳に達するまでの間に障 害(注1)の状態となった者</p> <p>(厚生年金保険) 障害年金 被保険者であるときに発した 傷病に基づいて、初診日から1 年6か月を経過したとき(その</p>

	新 制 度 (61年4月より)	現 行
	<p>たした者</p> <p>(注1) 障害等級 国民年金……1, 2級 厚生年金保険……1, 2, 3級</p> <p>(注2) 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が被保険者期間の3分の2以上であることが必要 (注3)</p> <p>(注3) 初診日が昭和71年4月1日前にある傷病については、直近の1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされている場合でもよい</p> <p>(○20歳前に障害となった者が20歳になったときは、障害基礎年金を支給)</p>	<p>間に治ったときは治ったときに障害の状態にあるか、又は65歳に達するまでの間に障害(注1)の状態となり請求を行った者</p> <p>(注1) 障害等級 国民年金……1, 2級 厚生年金……1, 2, 3級</p> <p>(注2) 国民年金については、直近の保険料を納めた期間が1年以上(他の公的年金加入期間も含む)であること等の提出要件がある</p> <p>厚生年金保険については、初診日前の加入期間が6か月(他の公的年金加入期間を含む)以上であることが必要</p> <p>(○20歳前に障害となった者が20歳となったときは、障害福祉年金を支給)</p>
(年金額)	<p>(国民年金)</p> <p>障害基礎年金</p> <p>1級 600,000円×1.25 (月額 62,500円)</p> <p>2級 600,000円 (月額 50,000円)</p> <p>障害基礎年金の加給年金額</p> <p>第1・2子 各 180,000円 (月額 15,000円)</p> <p>第3子以降 各 60,000円 (月額 5,000円)</p> <p>(厚生年金)</p> <p>障害厚生年金</p> <p>1級 平均標準報酬月額 ×$\frac{7.5}{1000}$×被保険者期間 ×1.25 (障害基礎年金1級と併給)</p>	<p>(国民年金)</p> <p>障害年金</p> <p>1級 老齢年金額×1.25 最低保障 741,800円 (月額 61,817円)</p> <p>2級 老齢年金額×100 最低保障 593,400円 (月額 49,450円)</p> <p>(厚生年金保険)</p> <p>障害年金</p> <p>1級 基本年金額×1.25</p>

	新 制 度 (61年4月より)	現 行
	<p>2級 平均標準報酬月額 $\times \frac{7.5}{1000} \times$被保険者期間 (障害基礎年金2級と併給)</p> <p>3級 平均標準報酬月額 $\times \frac{7.5}{1000} \times$被保険者期間 最低保障 450,000円 (月額 37,500円)</p> <p>(注) 被保険者期間が 300月未 満のときは 300月とする</p> <p>障害厚生年金の加給年金額 (1, 2級の場合) 配 偶 者 180,000円 (月額 15,000円)</p>	<p>2級 基本年金額$\times 1.00$</p> <p>3級 基本年金額$\times 0.75$ 最低保障 593,400円 (月額 49,450円)</p> <p>(注) 被保険者期間が 240月未 満のときは 240月とする</p> <p>加給年金額 (1, 2級の場合) 配 偶 者 180,000円 (月額 15,000円) 第1・2子 各 60,000円 (月額 5,000円) 第3子以降 各 24,000円 (月額 2,000円)</p>
遺族給付 (支給対象)	<p>(国民年金) 遺族基礎年金 被保険者^(注1), 老齢基礎年金 受給権者等が死亡した場合の遺 族^(注2) (注1) 保険料納付済期間と保 険料免除期間を合算して被 保険者期間の3分の2以上 であることが必要 (注2) 子のある妻, 子</p> <p>(厚生年金保険) 遺族厚生年金 被保険者^(注1), 障害厚生年金 受給権者(1, 2級), 老齢厚生 年金受給権者等が死亡した場合 の遺族^(注2)</p>	<p>(国民年金) 母子(準母子)年金 被保険者であった間に夫等と 死別して母子(準母子)^(注1)状態 となった者^(注2) (注1) 準母子状態とは, 祖母 と孫, 姉と弟等母子に準じ た状態をいう (注2) 直近の保険料を納めた 期間が1年以上であること 等の提出要件を満たすこと が必要</p> <p>(厚生年金保険) 遺族年金 被保険者^(注1), 障害年金(1, 2級)受給権者, 老齢年金受給 権者等が死亡した場合の遺族^(注2)</p>

	新制度(61年4月より)	現行
	<p>(注1) 遺族基礎年金と同様の要件が必要</p> <p>(注2) 子のある妻、子、子のない妻、夫、父母、孫、祖父母(夫、父母、祖父母については死亡時55歳以上(60歳までは支給停止))</p>	<p>(注1) 初診日前の加入期間が6か月(他に公的年金の加入期間を含む)以上であることが必要</p> <p>(注2) 配偶者、子、父母、孫、祖父母(夫、父母、祖父母については死亡時60歳以上)</p>
(年金額)	<p>(遺族基礎年金)</p> <p>600,000円(月額 50,000円)</p> <p>遺族基礎年金の加給年金額</p> <p>第1・2子(子が受給権者のときは第2子のみ)</p> <p>180,000円(月額 15,000円)</p> <p>第3子以降</p> <p>60,000円(月額 5,000円)</p> <p>(厚生年金保険)</p> <p>遺族厚生年金(子のある妻・子については、原則として遺族基礎年金と併給)</p> $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000}$ <p>×被保険者期間(注)×3/4</p> <p>(注) 被保険者期間が300月未満のときは300月とする</p> <p>子のない寡婦で権利を取得した当時35歳以上の者等は40歳から65歳に達するまで45万円を加算する</p>	<p>(国民年金)</p> <p>母子(準母子)年金</p> <p>773,400円(月額 64,450円)</p> <p>(母子(準母子) 593,400円)</p> <p>(月額 49,450円)</p> <p>母子(準母子)加算 180,000円</p> <p>(月額 15,000円)</p> <p>加算</p> <p>第2子 60,000円</p> <p>(月額 5,000円)</p> <p>第3子以降 24,000円</p> <p>(月額 2,000円)</p> <p>(厚生年金保険)</p> <p>遺族年金</p> <p>基本年金額(注1)×1/2+加算年金額+寡婦加算額(注2)</p> <p>最低保障額 593,400円</p> <p>(月額 49,450円)</p> <p>(注1) 被保険者期間が240月未満の場合は240月とする</p> <p>(注2) 子2人以上を有する寡婦</p> <p>210,000円</p> <p>(月額 17,500円)</p> <p>子1人以上を有する寡婦</p> <p>120,000円(月額 10,000円)</p> <p>60歳以上の寡婦</p> <p>120,000円(月額 10,000円)</p>
その他の給付	<p>(国民年金)</p> <p>寡婦年金……第一号被保険者としての被保険者期間について、</p>	<p>(国民年金)</p> <p>寡婦年金……老齢年金の資格期間を満した夫が死亡した場合</p>

	新 制 度 (61年4月より)	現 行
	<p>老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が死亡した場合に夫によって生計を維持し、婚姻関係が10年以上継続した妻(60歳から65歳に達するまでの間支給)</p> <p>年金額 = (第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額) × 3/4</p> <p>死亡一時金……第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間が3年以上である者が死亡した場合にその者の遺族に支給</p> <p>金額は保険料納付済期間に応じて 100,000~200,000円</p> <p>(厚生年金保険)</p> <p>障害手当金……被保険者である間に初診日のある傷病により、初診日から5年以内のその傷病の治った日に軽度の障害状態にある者</p> <p>額 = 平均標準報酬月額 × $\frac{7.5}{1000}$ × 被保険者期間(注) × 2.00</p> <p>最低保障 900,000円</p> <p>(注) 被保険者期間が300月に満たない場合は300月とする</p>	<p>に夫によって生計を維持し、婚姻関係が10年以上継続した妻(60歳から65歳に達するまでの間支給)</p> <p>年金額 = 老齢年金の1/2</p> <p>死亡一時金……保険料納付済期間が3年以上ある者が死亡した場合にその遺族に支給</p> <p>金額は保険料納付済期間に応じて 23,000~52,000円</p> <p>(厚生年金保険)</p> <p>障害手当金……被保険者である間に発した傷病により、初診日から5年以内のその傷病の治った日に軽度の障害状態にある者</p> <p>額 = 基本年金額 × 1.50</p>
物価スライド制	<p>一年間又は引き続き二年間以上の期間に全国消費者物価指数が5%を超えて変動した場合に、翌年の4月から変動した率を基準として年金額を改定する</p>	<p>一年度間又は引き続き二年度以上の期間に全国消費者物価指数が5%を超えて変動した場合に、厚生年金保険は翌年度の11月から(国民年金は翌年度の1月から)その変動した率を基準として年金額を改定する</p>
併給調整	<p>同一事由の基礎年金と厚生年金</p>	<p>原則として同一の制度内は一</p>

	新 制 度 (61年4月より)	現 行
財 源	<p>を一年金と考え、原則として支給事由の同一の給付は併給 支給事由の異なる給付は一年金選択(特例として老齢基礎年金と遺族厚生年金は併給される)</p> <p>基礎年金の費用負担 保険料負担 第1号被保険者に係る負担 ……国民年金の保険料 第2号、第3号被保険者に係る負担……厚生年金保険からの拠出金 国庫負担……基礎年金の給付に要する費用の3分の1に集中 (国民年金) 保険料 月額 6,800円(61年4月から)……毎年段階的に引き上げ 国庫負担……基礎年金給付費から拠出金を除いた3分の1 (厚生年金保険) 保険料率…標準報酬に次の率を乗じたもの(労使折半負担) 一般男子 12.4% 女子 11.3%(毎年0.15%ずつ引き上げ) 坑内員、船員 13.6% 国庫負担……拠出金の3分の1 (注) 基礎年金の費用として拠出金を負担</p>	<p>年金選択、他制度の給付とは併給される</p> <p>(国民年金) 保険料 月額 6,740円 国庫負担……原則として給付費の1/3 (厚生年金保険) 保険料率……標準報酬に次の率を乗じたもの(労使折半負担) 一般男子 12.4% (60年10月より) 女子 11.3% (60年10月より) 坑内員 13.6% (60年10月より) 国庫負担……原則として給付費の20%(ただし、在職者に支給する老齢年金について国庫負担はなし) (福祉年金) 老齢福祉年金 318,000円</p>

	新制度(61年4月より)	現行
		(月額 26,500円) ただし、扶養義務者等の年収が600万円以上876万円未満(6人世帯)の場合は32,400円(月額2,700円)を支給停止し、285,600円(月額23,800円)を支給する
	障害基礎年金に吸収 ←	障害福祉年金 1級 477,600円 (月額 39,800円) 2級 318,000円 (月額 26,500円)
	遺族基礎年金に吸収 ←	母子福祉年金 414,000円(月額 34,500円) 所得制限 本人 老齢福祉年金 2人世帯の場合 年収 256.8万円 障害福祉年金 2人世帯の場合 年収 346.8万円 母子(準母子)福祉年金 2人世帯の場合 年収 361.2万円 扶養義務者等 6人世帯 年収 876万円 併給制限 他の公的年金を受けられるときは、原則支給停止 他の公的年金が53.2万円に満たないときは、その差額を支給 財源 全額国庫負担

厚生年金保険適用状況の推移

厚生年金保険適用状況の推移

年度末	事業所数	被 保 険 者 (人)					第 4 種
		第 4 種 以 外 の 被 保 険 者				第 4 種	
		総 数	第 1 種	第 2 種	第 3 種		
55	967,626	25,136,106	17,181,451	7,922,041	32,614	103,233	
56	985,751	25,584,651	17,455,998	8,096,662	31,991	111,668	
57	1,000,788	25,906,815	17,665,576	8,211,899	29,340	123,818	
58	1,010,787	26,230,929	17,848,299	8,354,488	28,142	132,915	
59	1,020,560	26,619,915	18,108,916	8,484,142	26,857	135,392	

資料：社会保険庁「事業月報」

厚生年金保険平均標準報酬月額の推移

厚生年金保険平均標準報酬月額の推移

(単位：円)

年度末	第4種以外の被保険者				第4種被保険者
	平均	第1種	第2種	第3種	
55	188,534	220,444	119,082	248,016	122,243
56	198,288	231,680	126,036	264,340	128,786
57	207,253	241,861	132,549	278,622	133,848
58	213,041	248,448	137,149	287,147	138,710
59	220,350	256,872	142,162	294,727	143,468

社会保険庁調べ

(注) 第1種とは一般男子被保険者、第2種とは女子被保険者、第3種とは坑内員被保険者、第4種とは任意継続被保険者をいう。

厚生年金保険受給者数及び給付費の推移

厚生年金保険受給者数及び給付費の推移

年度末		総数	老齢年金	通算		遺族年金	通算遺族年金
				老齢年金	障害年金		
受給者数 (人)	55	4,617,932	2,018,234	1,341,825	182,444	1,025,797	49,377
	56	5,048,288	2,219,387	1,475,923	187,452	1,099,900	65,385
	57	5,491,077	2,439,038	1,611,548	197,675	1,159,978	82,611
	58	5,957,061	2,709,622	1,718,130	205,229	1,222,871	101,000
	59	6,453,604	2,960,811	1,870,296	212,046	1,289,724	120,727
給 付 費 (百万円)	55	3,655,659	2,438,178	407,928	151,281	649,587	8,569
	56	4,280,814	2,884,710	476,321	167,986	739,509	12,169
	57	4,855,943	3,308,233	533,565	184,363	813,712	15,951
	58	5,310,924	3,683,860	551,092	192,032	864,401	19,426
	59	5,898,344	4,129,713	606,734	202,972	935,336	23,590

社会保険庁調べ

(注) 総数には特例老齢年金を含む。

厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

(単位:円)

年度末	老齢年金	通算 老齢年金	障害年金	遺族年金	通算 遺族年金
55	1,208,092 (100,674)	304,071 (25,339)	836,061 (69,672)	624,137 (52,011)	173,171 (14,431)
56	1,299,977 (108,331)	322,742 (26,895)	899,958 (74,997)	665,024 (55,419)	185,553 (15,463)
57	1,356,475 (113,040)	330,975 (27,581)	937,488 (78,124)	689,218 (57,435)	192,085 (16,007)
58	1,359,609 (113,301)	320,602 (26,717)	941,790 (78,482)	690,665 (57,555)	191,153 (15,929)
59	1,394,809 (116,234)	324,200 (27,017)	963,366 (80,280)	705,634 (58,803)	194,239 (16,187)

社会保険庁調べ

国民年金被保険者数の推移

国民年金被保険者数の推移

(単位:万人)

年 度 末		55	56	57	58	59
総 数	被 保 険 者 数	2,760	2,711	2,646	2,573	2,534
	強制加入被保険者数	1,973	1,936	1,894	1,852	1,830
	保険料免除者数	233	254	284	309	319
	任意加入被保険者数	786	775	752	721	704
男 子	被 保 険 者 数	938	927	913	899	892
	強制加入被保険者数	903	891	876	861	854
	任意加入被保険者数	35	36	37	37	38
女 子	被 保 険 者 数	1,821	1,784	1,733	1,674	1,641
	強制加入被保険者数	1,070	1,045	1,017	990	976
	任意加入被保険者数	751	739	716	684	665

社会保険庁調べ

国民年金受給権者数及び給付費の推移

国民年金受給権者数及び給付費の推移

		年度末				
年金種別		55	56	57	58	59
受給権者数(人)	総数	6,255,693	6,778,204	7,304,200	7,831,011	8,315,970
	老齢年金	5,323,938	5,670,831	5,994,248	6,305,155	6,570,188
	通算老齢年金	515,114	672,589	859,317	1,060,788	1,264,922
	障害年金	236,568	255,241	272,879	289,477	305,129
	母子年金	124,658	122,872	120,116	117,148	116,803
	準母子年金	166	163	153	156	166
	遺児年金	6,059	5,950	5,872	5,883	6,026
寡婦年金	49,190	50,558	51,615	52,404	52,736	
給付費(百万円)	総数	1,702,326	1,978,284	2,208,083	2,358,652	2,548,547
	老齢年金	1,430,985	1,659,037	1,842,922	1,956,582	2,097,711
	通算老齢年金	45,435	67,384	94,763	123,329	157,073
	障害年金	135,935	157,592	174,822	184,991	198,370
	母子年金	80,811	83,873	84,197	81,764	82,497
	準母子年金	109	114	110	112	122
	遺児年金	2,284	2,414	2,470	2,463	2,594
寡婦年金	6,766	7,869	8,799	9,410	10,181	

社会保険庁調べ

(注) 受給権者、給付費には支給停止のものも含む。

福祉年金受給者数及び給付費の推移

福祉年金受給者数及び給付費の推移

年度末		総数	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金・準母子福祉年金
受給者数(人)	55	3,701,859	3,114,683	585,733	1,378
	56	3,460,446	2,855,437	603,864	1,084
	57	3,212,402	2,596,458	614,986	900
	58	2,974,534	2,350,647	623,063	771
	59	2,755,004	2,122,618	631,665	721
給付費(百万円)	55	1,046,798	826,332	219,943	516
	56	1,045,066	804,194	240,434	431
	57	1,017,772	762,029	255,361	376
	58	946,629	688,611	257,690	322
	59	898,510	633,009	265,190	305

社会保険庁調べ

(注) 総数には、老齢特別給付金を含む。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(3) 船員保険(年金部門)

船員保険は海上で働く船員を対象とした総合的社会保険(陸上の被用者を対象とする健康保険,厚生年金保険,雇用保険及び労働者災害補償保険の各制度を包含した機能を有する制度)である。

(注)「国民年金法等の一部を改正する法律」(昭和60年法律第34号)により,61年4月1日以降職務外年金については,厚生年金保険へ統合される。

被保険者数,船舶所有者数及び平均標準報酬月額の推移

被保険者数,船舶所有者数及び平均標準報酬月額の推移(強制被保険者数)

年 度	55	56	57	58	59
被 保 険 者 数 (人)	204,890	198,889	192,263	184,702	176,560
船 舶 所 有 者 数 (人)	11,069	10,794	10,610	10,280	9,949
平均標準報酬月額(円)	234,778	244,343	255,601	261,639	270,739

社会保険庁調べ

船員保険年金受給者数,給付費及び年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

船員保険年金受給者数, 給付費及び年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

年度末	計	老年 年齢金	通算 老年 年金	障害年金		遺族年金		寡婦, かん夫, 遺 児, 通算 遺族年金	
				職務外	職務上	職務外	職務上		
受給者数(人)	55	86,393	39,862	8,901	3,234	2,069	19,032	10,512	2,783
	56	95,066	45,192	10,152	3,329	2,133	20,584	10,686	2,990
	57	103,357	50,377	11,379	3,420	2,172	22,073	10,683	3,253
	58	112,538	56,642	12,479	3,436	2,193	23,609	10,642	3,537
	59	122,635	63,733	13,791	3,485	2,233	24,951	10,624	3,818
給 付 額 (百万円)	55	102,591	64,679	2,752	3,187	3,012	13,824	13,751	1,386
	56	122,547	79,835	3,332	3,535	3,347	16,056	14,947	1,496
	57	139,490	93,676	3,819	3,829	3,495	17,941	15,156	1,574
	58	155,976	107,147	4,135	3,871	3,780	19,282	16,151	1,610
	59	176,418	125,098	4,603	4,010	3,905	20,888	16,247	1,667
平均年金額(円)	55	98,957	135,214	25,767	82,111	121,329	60,528	109,007	41,515
	56	107,422	147,214	27,351	88,482	130,752	65,001	116,558	41,703
	57	112,466	154,958	27,965	93,303	134,074	67,733	118,227	40,332
	58	115,499	157,638	27,612	93,891	143,632	68,061	126,476	37,925
	59	119,880	163,571	27,812	95,897	145,722	69,763	127,436	36,386

社会保険庁調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(4) 厚生年金基金

事 項	摘 要 (昭和60年度)					
目 的	政府管掌の厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行う。					
設 立 形 態	<p>○単独設立 厚生年金保険の適用事業所で、一企業が単独で設立</p> <p>○連合設立 二以上の厚生年金保険の適用事業所で、親企業と子企業が共同して設立</p> <p>○総合設立 二以上の厚生年金保険の適用事業所で、同種同業の多数企業が共同して設立</p> <p>(注) 設立人員規模は1,000人以上必要</p>					
対象者(加入員)	厚生年金保険の被保険者					
給 付	給 付 体 系 (計算方式)	<p>○代行型 平均標準給与月額$\times\frac{10}{1,000}$(昭和61年4月からは$\frac{7.5}{1,000}$(生年月日に応じ経過措置あり。))を超える率\times加入員期間の月数</p> <p>○加算型 平均標準給与月額$\times\frac{10}{1,000}$(昭和61年4月からは$\frac{7.5}{1,000}$(生年月日に応じ経過措置あり。))を超える率\times加入員期間の月数+最終又は一定期間の平均標準給与月額\times加入員期間による一定率</p> <p>○共済型 最終又は一定期間の平均標準給与月額\times加入員期間による一定率</p> <p>ただし、いずれの場合も、厚生年金基金が代行する部分(厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分のうち標準報酬の再評価及びスライド分を除いた部分)の30%以上を上回る給付を行うことを要する。</p>				
		支 給 要 件	加入員期間 1か月以上			
		一 時 金 給 付	任意給付として、死亡又は脱退を事故とする一時金給付を設けることができる。			
財 源	掛 金	加入員	男子 $\frac{16}{1,000}$ 以上	女子 $\frac{15}{1,000}$ 以上		
	掛 金	事業主	男子 $\frac{16}{1,000}$ 以上	女子 $\frac{15}{1,000}$ 以上	基金の掛金(当該基金の年金給付に必要な掛金)は原則として折半負担とするが、免除保険料率(男子 $\frac{32}{1,000}$ 女子 $\frac{30}{1,000}$)を上回る部分については、事業主負担を増加することができる。	
	事 務 費	基金の事業を行うため事業主及び加入員から事務費を徴収する。				
源	国庫負担	給付のうち、代行部分の額の $\frac{17.5}{100}$ (昭和61年4月からは、厚生年金保険の管掌者たる政府が代行部分のうち生年月日により経過的に生ずる $\frac{7.5}{1,000}$ を超える給付については、その超える額を負担する。)				
福 祉 施 設	加入員等の福祉を増進するために必要な事業を実施できる。(昭和48年11月から)					
資 産 運 用	給付費財源は、契約を締結した信託会社又は生命保険会社で運用管理される。					
基金制度の施行日	昭和41年10月1日					
参 考	年 度	41	45	50	55	59
	基 金 数	142	716	929	991	1,063
	加入者数(千人)	487	3,860	5,348	5,964	6,792

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(5) 農業者年金基金

事項	摘 要	(昭和60年度)							
目的	○国民年金の給付とあいまって農業経営者の老後を保障する。 ○農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資する。								
事業	○農業者年金給付事業 ○離農給付金事業 ○農地売買事業 ○農地取得のための融資事業								
対象者	国民年金の加入者で、一定の規模以上の農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者(昭和59年度末被保険者数 885,664人)								
給付	○経営移譲年金 経営移譲及び加入期間20年を要件として60歳から支給。65歳以降は、農業者老齢年金のほか、国民年金から老齢年金及び付加年金が支給されるので、1/10に改定される。(年金給付の型) (昭和59年度末受給権者数 373,812人) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">経営移譲年金</td> <td>経営移譲年金</td> </tr> <tr> <td>農業者老齢年金</td> </tr> <tr> <td>国民年金(付加年金)</td> </tr> <tr> <td>国民年金(老齢年金)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">← 60～64歳 → ← 65歳以上 →</td> </tr> </table> ○農業者老齢年金 20年加入を要件として経営移譲の有無にかかわらず、65歳から支給。(昭和59年度末受給権者数 171,539人) 他に脱退一時金、死亡一時金がある。		経営移譲年金	経営移譲年金	農業者老齢年金	国民年金(付加年金)	国民年金(老齢年金)	← 60～64歳 → ← 65歳以上 →	
経営移譲年金	経営移譲年金								
	農業者老齢年金								
	国民年金(付加年金)								
	国民年金(老齢年金)								
← 60～64歳 → ← 65歳以上 →									
財源	○保険料 昭和60年1月から月額6,680円(昭和61年1月以後毎年段階的引上げ) ○国庫負担 (1)納付された保険料総額の3/7 (2)経営移譲年金の給付に要する要用の1/3								

(注) 農業者年金制度については、国民年金、厚生年金保険等の改正に合わせて給付と負担の適正化、被保険者資格の改正等を行い、あわせて農業構造改善施策の一層の推進を内容とする改正が第102国会で成立し、昭和61年4月から実施されることとなっている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(6) 石炭鉱業年金基金

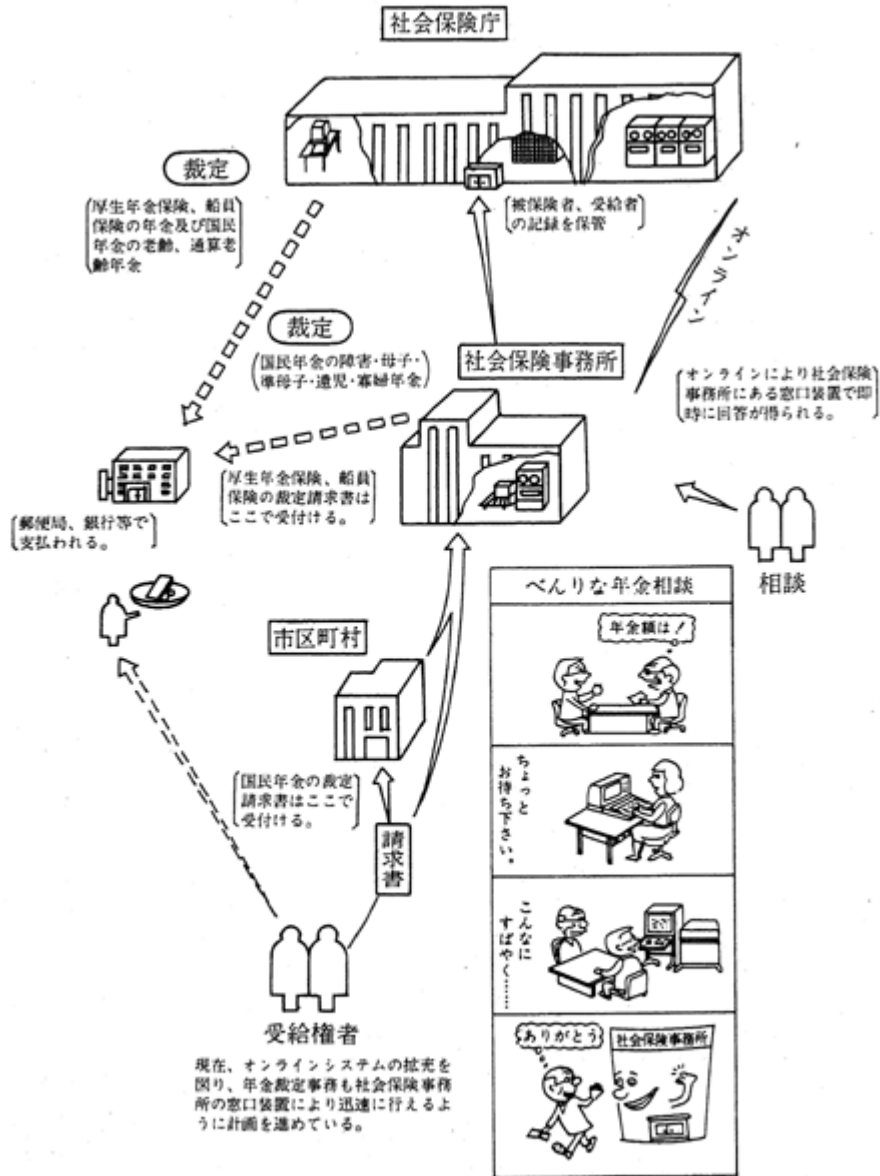
事 項	摘 要 (昭和60年度)
目 的	石炭鉱業の坑内員等の老齢又は死亡について給付を行い、老後の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて、石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資する。
基金の会員	石炭鉱業を行う事業場であって、坑内において石炭を採掘する事業を行うもののうち、厚生年金保険の適用事業所の事業主(昭和59年度末現在会員数 17)
給 対象者	○坑内員及び坑外員 (昭和59年度末現在 坑内員数16,121人, 坑外員数 3,388人) ○坑内員及び坑外員の遺族
付 種 類	○老齢年金(昭和59年度末現在受給権者数 坑内員11,245人, 坑外員 3,682人) ○死亡一時金
財 源	会員が前年の出炭量に応じて全額負担 (各会員の前年の出炭トン数×70円)

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(7) 年金事務のしくみ



(注) 年金改正法が施行される昭和61年4月以降については検討中。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(8) 年金積立金の運用

厚生年金保険と国民年金の保険料の積立金は昭和59年度末で厚生年金保険が約45.1兆円,国民年金が約2.9兆円となる見込みである。

これらの積立金の運用収入は将来の年金給付の重要な財源となるものであり,その運用はすべて大蔵省の資金運用部に預託されて国の財政投融资の原資となっているが,積立金の増加額のうち一定割合については,還元融資として住宅資金貸付等直接被保険者等の福祉の向上のためにあてられている。

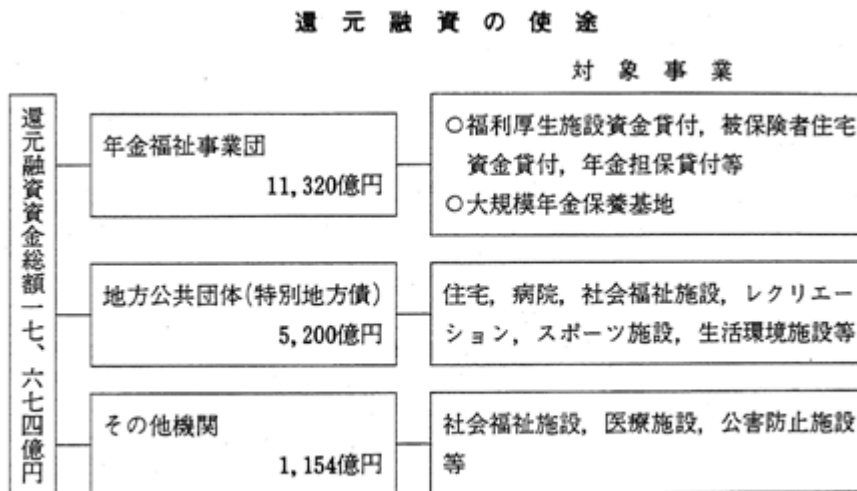
厚生年金保険,国民年金の年金積立金の累積状況

厚生年金保険, 国民年金の年金積立金の累積状況 (単位: 億円)

年 度	厚生年金保険		国 民 年 金		計	
	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額
55	36,319	279,838	2,791	26,387	39,110	306,225
56	42,958	322,796	1,706	28,093	44,664	350,889
57	42,833	365,629	2,606	30,699	45,439	396,328
58	43,787	409,416	△ 1,423	29,276	42,364	438,692
59(見込)	41,718	451,134	24	29,300	41,742	480,434

厚生省年金局調べ

還元融資の使途



(注) 金額は昭和59年度当初計画額

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare